

## ⑥ 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

#### ② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》672箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》363箇所(H24年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 総事業費ベース約180万円を  
施設整備費に加算

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

#### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)  
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

#### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

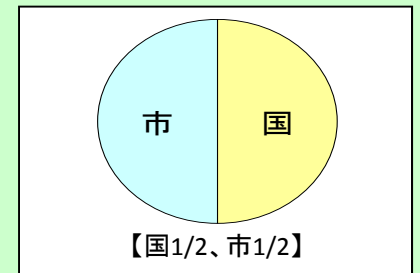
- ① 実施場所  
児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。
- ② その他  
夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

#### (7) 費用負担

- ① 各市町村に対する補助  
都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。  
《国庫補助単価(総事業費ベース)》  
(ショートステイ)2歳未満児:8,600円/日、2歳以上児:4,700円/日、緊急一時保護の母親:1,200円/日  
(トワイライトステイ)基本分:900円/日、宿泊分:900円/日、休日デイサービス:2,000円/日  
児童の送迎の実施:60,000円/か所


- ② 費用負担  
右記の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

- ③ 費用額  
安心こども基金(約6,842億円(H24年度補正予算までの積み増し額の計))の内数



## ＜子育て短期支援事業＞

実施主体	運営主体	利用対象者	実施場所	事業従事者	創設年度	実施か所数（23年度）
市町村 （特別区を含む）	事業の実施について、 社会福祉法人、NPO 等に委託可	児童の養育が一時的に 困難となった場合等の 児童又は母子	・児童養護施設 ・母子生活支援施設 ・乳児院 ・保育所 等	児童養護施設、母子生 活支援施設等の児童指 導員、保育士など	H7年度	・ショートステイ事業 672か所 ・トワイライトステイ事業 363か所  <small>（平成24年度交付決定ベース）</small>

事業概要	事業の取組のイメージ
<p>○ 短期入所生活援助(ショートステイ) 事業 保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を短期間（原則7日以内）預かる。</p> <p>【対象事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の保護者の疾病</li> <li>・社会的事由（冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加等）</li> <li>・身体上又は精神上の事由（育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等）</li> <li>・家庭養育上の事由（出産、看護、事故、災害、失踪等）</li> <li>・経済的問題等により、緊急一時的</li> </ul>	

# 子育て短期支援事業実施か所数の推移

## (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	656か所	672か所

※ 平成24年度については交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者也利用可能

## (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	361か所	363か所

※ 平成24年度については交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者也利用可能

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 基本事業 699箇所 病児・緊急対応強化事業 129箇所 (H24年度交付決定ベース)

※箇所数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
基本事業	570	599	637	669	699
病児・緊急対応強化事業(H21～)	—	47	75	106	129

《利用者数》 依頼会員383,321人／提供会員129,744人／両方会員42,585人 (平成23年度末現在)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

施設整備補助:特になし

### (4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)